

飛驒牛販売指定店認定要領

(目的)

飛驒牛の銘柄を確立し、消費者の食生活の向上と消費拡大を図ることを目的とする。

(名称)

目的を達成するために認定する店舗の名称は「飛驒牛販売指定店」（以下「指定店」という。）という。

(指定資格)

指定店の資格は飛驒牛銘柄推進協議会（以下「協議会」という。）の趣旨に賛同するもので、次の要件の1つを満たした者とする。

- 1) 飛驒牛の販売に係る精肉店で飛驒牛（5等級）を年間5頭以上販売する店舗。
- 2) 飛驒牛の販売に係る加工及び卸売業者で飛驒牛（5等級）を年間5頭以上販売する店舗。
- 3) 上記2の業者より飛驒牛（5等級）の部分肉を仕入れる店舗で、おおむね年間5頭以上の飛驒牛を販売する店舗。

(指定店の取り消し)

次の事項に該当する場合に指定店の取り消しをし、指定店銘板（ケヤキ板）、認定証、指定店用資材等を関係荷受会社等を通じ、協議会に返却するものとする。

- 1) 指定資格要件が満たされない場合
- 2) 食品表示法、または不当景品類及び不当表示防止法違反等、その他飛驒牛指定店のイメージを失墜させるような故意による悪質な法令違反が判明した場合
- 3) 必要経費納入をしなかった場合
- 4) その他協議会の目的に違反した場合
- 5) 指定の解除申請があった場合

(指定店の標示)

指定店は、協議会が作成する認定証を店内に標示すると共にポスター、パンフレット、シール等による広報宣伝を実施するものとする。

(指定の申請と認定)

指定資格（販売頭数は1月から12月までの荷受会社等からの購入頭数とする。）を満たし指定店になろうとする店舗は、別紙指定店申請書（様式1号-(1)、様式1号-(2)）により年2回（8月末、2月末）関係荷受会社等を通じ申請することとし、協議会は幹事会の中の専門部会である認定部会にて審査（年2回：9月、3月）を行い、指定資格を満たす場合は会長に具申し、会長が認定する。この際に指定店になろうとする店舗は、別途定める誓約書を提出するものとする。

認定された店舗には協議会より指定店銘板、認定証、指定店用資材等を関係荷受会社等を通じ配布する。

(登録料)

新規に指定店として認められた店舗は、登録料（初年度のみ）及び初年度経費を9月認定の場合は10月末、3月認定の場合は4月末までに、関係荷受会社等を通じ、

協議会に納入するものとする。

登録料 30,000円

初年度経費 20,000円

(会計)

1) 登録料は、協議会の預り金とし、指定店の取り消しの場合には、登録料のみ返金する。

2) 年度経費は、協議会の販売宣伝等に充てる。(販売宣伝等の予算は、年度当初の協議会総会において決定する。)

(指定店の適用期間)

指定店の適用期間については、指定資格を満たしており、年度経費を2月末までに関係荷受会社等を通じ、協議会へ納入していれば、指定店から指定店解除申請書(様式2号)が提出されない限り、毎年度継続指定とする。

協議会は、年度経費の納入が確認できしだい、次年度(4月～3月)の指定店認定証を発行し、関係荷受会社等を通じ指定店用資材と併せて配布する。

年度経費 10,000円

(その他)

1) 飛騨牛の仕入先(精肉店、加工及び卸売業者)が変更となった場合は、指定店解除申請書(様式2号)と、変更後の仕入先からの指定店申請書(様式1号-(1)、様式1号-(2))を関係荷受会社等を通じ提出する。

2) この要領に定めのない事項については、協議会にて定める。

附則

平成元年7月3日施行する。

平成21年7月17日 一部改正

平成23年11月17日 一部改正

平成25年8月2日 一部改正

平成28年1月22日 一部改正

平成29年4月1日 一部改正